

# 令和3年白老町議会白老町行財政改革推進計画調査特別委員会会議録

令和3年 2月12日（金曜日）

開 会 午前10時00分

閉 会 午前11時13分

---

## ○会議に付した事件

1. 白老町行財政改革推進計画（案）について
- 

## ○出席委員（12名）

委員長	吉谷一孝君	副委員長	佐藤雄大君
委員	広地紀彰君	委員	貳又聖規君
委員	西田祐子君	委員	前田博之君
委員	森哲也君	委員	大淵紀夫君
委員	小西秀延君	委員	及川保君
委員	長谷川かおり君	委員	氏家裕治君
議長	松田謙吾君		

---

## ○欠席委員（1名）

委員 久保一美君

---

## ○説明のため出席した者の職氏名

総務課長	高尾利弘君
財政課長	大黒克己君
総務課主幹	森誠一君
財政課主幹	増田宏仁君

---

## ○職務のため出席した事務局職員

事務局長	高橋裕明君
主査	小野寺修男君

---

## ◎開会の宣告

○委員長（吉谷一孝君） これより白老町行財政改革推進計画調査特別委員会を開会いたします。  
(午前10時00分)

---

○委員長（吉谷一孝君） 本日の委員会の日程についてであります。調査事項は白老町行財政改革推進計画(案)についてであります。内容は前回の計画案に対する意見出しの論点整理を報告して、次に行政担当者に出席いただきましたので計画案に対する追加質疑を行い、最後に特別委員会としての意見について整理いたします。

よって、本日の会議は1日間を予定しております。日程等についてご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉谷一孝君） ご異議なしと認めます。

それではそのように進めさせていただきます。

それでは白老町行財政改革推進計画に関する調査を行います。はじめに前回の意見出しの結果について事務局長より説明いたします。

高橋事務局長。

○事務局長（高橋裕明君） 前回の意見出しについての件でございますが、委員会の意見とりまとめに向けての内容をまとめましたのでご説明いたします。

資料1を御覧ください。資料1ですが、まず計画案全体に対してということでもまず1点目、具体的な事業の実施計画と個々の政策を横断的に結び付け総合行政を実現すべきという実施希望の意見。2点目に議決計画である総合計画との連動を図る個別計画、実際には総合計画の基本施策5-3、行財政運営めざす姿、現状と課題、基本事業の明確化と進行管理できるチェック体制を実施希望ということでございます。3点目に改革の実施にふさわしい表記は、行いますという言いきりの表現にしたほうがよいという実施希望でございます。それから町民に対する丁寧な説明をということで実施希望でございます。次に行財政運営の指針をという意見がございました。これは前回お配りしている総合計画104ページに明記されておりますので、この点については後ほど議論が必要です。それから交付税の減額想定した計画にということもございますが、これも今回の計画案の29ページ、推計条件のところ5年ごとに5,000万円、他年度に2,000万円を減と推定しておりますので、これについても後で意見調整が必要かと思えます。

次に第1章、過去から知る現在地のところでは、過去の経緯は計画経過だけでなく要因や状況、影響も追記したほうがよいという意見でした。それから前計画との違いを明記する追記が必要であるということです。それから、3点目にこれまでの改善は評価できるが町民生活の部分も追記すべきではないかという意見がありました。

第2章、未来への道しるべの1点目は取組の柱は総合計画の基本事業4項目に再編すべきだという実施希望でございます。それから、行革目標として持続的財政運営になるか、適しているかという辺りを追記してはどうかということです。それから、計画の見直しとして進行管理の考え、示し

方を明記すべきではないかという追記の意見がありました。それから、稼ぐ自治体経営の視点をと  
いうことで補助金、交付金等の有効活用の欄を補充すべきではないかという意見がありました。5  
点目、職員意識では自由度を高め個人能力の支援を追記すべきではないかという意見がありました。  
次に基本方針の具体化という意見につきましては、総合計画の再掲となります。将来像が見える取  
組が必要というのは、将来像についても総合計画に表記されていますので、連動や表現が課題にな  
ります。最後に、未来の姿ではどんなまちをつくるのか明確になるようにというのも総合計画に書  
かれておりますので、これについても意見の整理が必要です。

次に第3章、共に創る未来の姿のところでは、ICT利活用の業務効率化と町民サービスの向上  
をということで、補充すべきという意見がありました。それから2点目、公共施設の再編・統合・  
廃止では、その進捗の記載と検証を補充すべきという意見がありました。3点目、定住人口、関係  
人口、交流人口の増加では、現状把握と目標への対応を補充すべき。推計値のふるさと納税3億円  
というのは固定でよいのかということでございます。それから4点目、収支見通しの実質公債費比  
率は目標達成可能かという意見です。その目標の根拠です。それから次にナンバー26、起債は10億  
円で大丈夫か、正しいかということで、これは資料請求が意見として出されておまして、財政指  
標の推移を示すべきではないかという追記を求める意見でございます。ナンバー2、組織改革では  
内容が示されてない、体制づくりには時間をかけてやるべきではないかという課題を提起しており  
ます。次に実際の表中の年度計画の欄の具体化をという意見がございました。これも課題提起でご  
ざいます。職員数の適正化では重点化すべき部門の明確化、行政サービスの変化、町民ニーズを把  
握できる体制を考慮すべきということで課題提起がありました。ナンバー5、人事評価では事例検  
証と意識調査が必要ではないかということで、実施希望の意見が出されております。それから資料  
請求として第4次集中改革プランの評価、成果を追記すべきであるという意見がありました。それ  
から最後に個別計画が策定されてない現時点では取組が分かりづらいという意見がありました。個  
別計画というのは定員管理計画などのそういう個別計画であります。

最後に第4章、現在私たちにできることでありますがコロナの影響等による収入減の動向を示し  
た方がよいのではないかという意見でございます。

前回までに出示された意見のまとめとしては以上のとおりでございます。

○委員長（吉谷一孝君） 前回の意見の説明が終わりました。説明について質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉谷一孝君） 質疑なしと認めます。

それでは追加質疑を行います。計画案について質疑がありましたらどうぞ。

3番、佐藤雄大委員。

○副委員長（佐藤雄大君） 3番、佐藤です。2点ほど確認させていただきたいと思います。まず13  
ページの職員の意識改革の徹底と職員研修の充実についてですけれども、これは意見出し調書にも  
書かれているのですが、自由度を高め個人能力の支援というところで、研修内容の自由度を高めたり  
などの参加増加です。あと各課の人員不足等により研修に行くことができないような状況がある  
かと思いますが、そういったことを含めた研修時間の確保等、こういったことがこの次の計画に盛

り込まれるかどうかというところをまず確認させていただきたいと思います。あと 16 ページの ICT 利活用による住民サービスの向上についてですが、こちらはホームページ等の記載があまりないのかと思いますが、そのホームページについては今後どうしていくかというところをまず確認させていただきたいと思います。

○委員長（吉谷一孝君） 森総務課主幹。

○総務課主幹（森 誠一君） ただいまの質問にお答えいたします。まず 13 ページの研修の関係でございませう。現在研修は白老町人材育成基本方針、それと年度ごとに研修計画というものをつくって実施しております。ただ最近ではコロナの影響で派遣研修、または集合研修等がなかなかしづらい状況になってございませうので、新たに中期的な白老町職員研修基本方針というものをつくる予定にございませう。その中においてはオンラインの研修ですとか、個人の自己研鑽のための研修ですとかもしっかりと盛り込んだ基本方針をつくりたいと考えてございませう。研修の時間の確保についてですが、残念なことに現状といたしましては業務が多忙のため、若い職員を研修に出せないというような部署があるという実態が実はございませう。こういうことはあってははいけません。それだけ現在職員の業務量がかなり多くなっているという現状でございませうので、それにつきましては前にもお答えしてございませうとおり、大グループ制、グループの人数を増やすことによって職員がカバーしあって、職員を研修に行かせられる体制を今後しっかりとつくってまいりたいと考えてございませう。

続いて、ICT のところのホームページでございませう。もちろんホームページの中で ICT が大きく関係あるところではございませうが、ここにつきましては、21 ページに多様な広報媒体の効率的効果的な活用のところにもかかってくるけれども、しっかりホームページも情報を発信するだけではなくて、さらに ICT を利活用した利便性の高いホームページの作成というものも進めていきたいと思ひませうので、ここの 16 ページにもどういった記載がよいかは今後検討しませうけれども、ホームページのことについても触れるように検討してまいりたいと考えてございませう。

○委員長（吉谷一孝君） ほかに質疑はありますか。

8 番、大淵紀夫委員。

○委員（大淵紀夫君） 8 番、大淵です。最初に素案の 9 ページの計画の位置づけのところ、組織編制及び予算編成執行等全ての行財政運営に対して、本計画の基本方針を遵守させることとしますと記載されてございませう。これはこの行財政計画をつくることによって何度も出てはございませうが、どんなまちをつくるのかということが前提にあつて、それで守らせるといふようにならないと、こういうことが必要ではないかと思ひませう。当然、総合計画や公共施設等管理計画、こういうものがベースにあるということは承知してございませう。総合計画も病院などについては相当意見を言つて、入つてはございませうということも理解してございませう。ただもっと明確にしていかないと全部を読まないとならなかつたら、どこに集中すべきかといふのはまた別の話です。しかし、町民はこれを読んでも何を書いてはございませうのか、町民は全部を知つてはございませうわけではないですし、なぜこういう財政改革をするのかといふことがなかなか理解できないのです。ですから 8 年間に何をやるのかといふことを、もっと明確に記載することができないのかといふことなのです。例えば総合計画には病院の建設がきちんと 1 本の柱として書かれてはございませう。総合管理計画の中では 10 年間にこの程度は壊したいと

いうものがあります。総合管理計画が29年ですから、ちょうど10年間という8年間に合うと思います。そういうものを読み込んでいかないと、なかなか理解ができないという計画でいいのですか。そして今も答弁の中でもまた新たな計画をつくらと言われました。教育委員会的时候にも意見を言ったのですが、ものすごい計画量が上から来るのは分かるのですが、職員の皆さんは計画をつくるために仕事のための仕事をしているのかと思うぐらいの計画量なのです。本当にこれでまちの状況に合った計画がつかれるのでしょうか。公務員として北海道や国からつくるように言われたからつくります。それが本当に町民のためになっていかないと駄目なので、そういうことでいえば今回のこの10億円の起債の部分でも、例えば病院の起債がどうなるのかということは読み込み方が足りないのか、なかなか理解ができません。それから庁舎の方向もこの中には書かれています。項目の中に確かに書かれています。本当に方向づけとしてどういう状況でこれとこれとこれとをしますというような大きな目標であれば、やはりそういう記述が必要ではないのかと思います。公共施設の管理計画でいえば、15年間で3割減らし10年間でこれだけ減らしますと言っているのですから、もう少々見えるようにしてほしいのです。例えば給食センターを壊しその跡地はこのように利用します、のようにです。そういうようにもっと見えるような計画づくりということは難しいのでしょうか。

○委員長（吉谷一孝君） 大黒財政課長。

○財政課長（大黒克己君） ただいまのご質問にお答えいたします。最初のご質問の中でどんなまちにするのかというこの計画の中身の目的なのですが、確かに大淵委員がおっしゃるようなところの具体的に目標はこうですというところは書かれていないということにつきましては分かりにくいというところがあるかもしれないのですが、この記載の中で7ページの白老町の今、あるいは8ページの基本方針の計画の趣旨及び方向性というところにその辺の要素が含まれておまして、やはりあくまでも今後これまでの反省を踏まえて私ども行政がどのような考え方、目的に基づいてこのまちをつかって行政を運営しているのかというところで、今後やはり持続可能な行財政運営をしていくというところが究極の目的であると思っております。その辺がきちんと読み込まなければ分からないということであれば、そのような課題としてこの辺の方向性をどうするかという部分は検討させていただきたいと思っております。それで内容の明確化というところがありましたけど、私どもはこの行政改革推進計画を見ればまちの全ての今後の方向性が分かるというものでつくってはおりません。あくまでもこのまちをどうしていくかというものは総合計画です。例えば来年何をやって、病院はいつやってというのは総合計画の実施計画の中で示されるものと考えておりますので、それを補完するためにこの行財政改革推進計画の特に財政分野の収支見通しの中でその辺の財源をどう担保していくかということをお示しているというところでございますので、この計画の中で病院が何年度にいくらかかるというようなことを記載する考えはなかったわけでございます。ここで病院はどう考えているのかと言いますと、あくまでも起債10億円という中においてこれは町の財源で決まっておりますから、その中で数十億円の病院をやるとするならば上限は限られていますので、病院を優先してやるということに今ここで決まっていますから、足りない部分、ほかに課題があっ

たとしても、それは 10 億円の中で収めなければならないという考え方を示しているというところがございますので、その辺はご理解をいただきたいと思っております。

○委員長（吉谷一孝君） 8 番、大淵紀夫委員。

○委員（大淵紀夫君） 8 番、大淵です。そこは分かるのです。ただ今総合計画の実施計画ができていない中でそのように言ってしまうと、具体的なものはいつどこでどうやってやるのかということになってしまいます。それは総合計画が出たら分かりますということなのかもしれません。それとこの行財政改革推進計画がきちんと一致するようにつくるかもしれないけれども、そういうまちづくりの方向性がある意味具体的に出て、大まかなものは総合計画の基本計画がありますから、そこでは出ています。具体的なものが出てない中で、町民はあと 8 年間で何がどうなるのかということが分からない中でこの行財政計画をつくる。財政を安定化するためにつくる。しかし、具体的な事業項目が出ていない中でこれをつくるというところに矛盾を感じませんか。町民が一番知りたいのはそこなのです。そういう計画にしていけないと、これは計画のための計画になってしまうのではないのでしょうか。財政が赤字になっては困るから、財政運営はきちんとするのです。将来の人たちに負担をかけさせないためにやるのです。それはそのとおりなのです。ただこれをやることによってこんなまちになるのだというものがない中でやるというのはどういった考えなのでしょう。例えば、総合計画の実施計画はいつまでにつくってそれに反映すべくここにきちんと書いてありますが、この基本方針と全てです。組織編成、予算編成、執行と全ての行財政運営に対して本計画の基本方針を遵守させるとなっています。計画が決まっていけないのに何を遵守させるのかということになりませんか。私が言っているのは議論の議論ではありません。やはり具体的な計画があつてこういうものがつくられていかなければいけないと思います。どのようなまちをつくるかということがきちんと示されていて、つくっていかなければいけないのではないかと言っているのです。

○委員長（吉谷一孝君） 大黒財政課長。

○財政課長（大黒克己君） 具体的な計画というものは様々な実施内容がございます。仮に病院一つとったとするならば、それは病院の特別委員会の中で何年に着工して何年度に開院しますというようにスケジュールをお示ししています。それはあくまでもそれぞれの大きなプロジェクト的なものは、将来の先の建物ができて開院するまでのものはお示ししていると思っております。それ以外の細かな、例えばコミセンをどうするのかというものは、今全てその 8 年後のところまで絵が描かれているわけではございません。まして財政についても一応想定としてこのような財政見通しを立てておりますけど、これですら来年は全く違うようになるかもしれません。これはあくまでも想定の中でやっているところがございますので、その大きなプロジェクトは示せたとしても、全てのこの 8 年間の事業を今この計画の中でお示しすることは不可能だと考えております。この計画は例えば起債は 10 億円としておりますけど、逆に財源が仮にここに収支見通しよりも多く収入が入ってきたならば、それは柔軟性を持ってさらに新たな事業を追加してやる、あるいはもっと自由度をもって、あるいは機動性を持っていろいろなその施策に転じることは可能だと思っておりますので、そこをこの今の計画の中に全てを網羅するという事はなかなか難しいと考えております。すみませんが、ここは私は担当ではございませんので確定的なことは申し上げられませんが、これをつ

くるに当たってももちろん大きなプロジェクトは含みながらこの 10 億円というラインに合わせて実施計画をつくるという考えで、実施計画もある程度この収支見通しの目標値に合わせてつくっていると考えております。それで年度内に策定してお示しするという担当から聞いているところでございます。

○委員長（吉谷一孝君） 8 番、大淵紀夫委員。

○委員（大淵紀夫君） 8 番、大淵です。課長の言われていることはよく理解できるのです。私はそのような何も細かなことを全部出してほしいと言っているわけではないのです。どんなまちをつくるのかということがイメージできるような、全ての計画がそういうものに立脚していかないと、政策をつくるということにならないのではないのでしょうか。例えば細かなことをいうと、今 10 億円という話がありました。この計画でいうと例えば令和 10 年、最終年度には起債の償還額 10 億円を借りて 11 億 9,000 万円を払うということになっています。この時点での想定の実質公債費率がいくらいになるのですか。まだこれでいうと全部ではないのですけれど、繰入金は全部で 1 億 6,000 万円です。そして積立金が 2 億 6,418 万 9,000 円です。ということは、ここにももちろん、うんと単純に言えば約 1 億円ずつプラスになっているということになるのでしょうか。これで収支バランスが取れている計画なのです。私は細かいことを言っているのではないのです。起債と積立金の基本的な考え方なのです。そうなるとこの計画の中では実質収支比率 3 から 5 となっています。それが差額の 1 億円と考えていいのかどうかです。プラスとして出ないのであればです。なぜこのようなことを言うのかというと、今までの 8 年の計画と健全化プランのこの 2 つの計画の中で財政中心にここが問題となってやってきたのです。そして繰上充用から、起債の償還から進めてきた中で本当にこういった形の中で財政運営が、ここで書いているように規律をきちんと守ることができるかどうかということであれば、そこら辺の考え方をお聞きしたいのです。

○委員長（吉谷一孝君） 大黒財政課長。

○財政課長（大黒克己君） これまでの夕張ショックから白老町の厳しい財政状況、平成 18 年以前の財政運営の中では、例えば起債をいくらしみましょうですとか、もちろん公債費率はなかったのですが、そのような比率あるいは経常収支比率ですとか、そういう財政の健全化に資するような比率の目標額というものを、特に公に定めて運営していたわけではなかったのです。ですから、やりたいときにやろう、お金もあるからということで、あるいはどんどん借金しながらということがありまして、このような状況に陥ったのです。その後やはりこの起債の枠ですとか、あるいは投資的経費の一般財源枠、あるいは今の計画の中では実質公債費率等収支比率の目標額も定めてやっているということでございます。この計画素案の中においては、それを全て連動して目標値を出しているということではなくて、まずは起債ではこのくらいの額でまずは総体としてこれ以上は借りない、借金をしないようにしましょう。あるいは繰越金も大幅に余すという言葉がおかしいかもしれませんが、繰越金を何億円単位で残してそれを繰り越すようなこともしないようにしようと、それぞれその上限設定のようなものを含めて、ある程度健全な財政運営にしようとしています。しかしその中でもこれまでのようなぎちぎちのさらにその数値を下げる、借金を返すというところが目的ではなくて、今後やはり公共施設等の今後の課題も含めてそれにどう財源を手当てしなけれ

ばならないのかというところを念頭に置きながら、ある程度上限枠を設定しているということですので、それぞれ全てが例えば10年後に実質公債費率がいくらになるから、これをどうするかということはこの計画の中には盛り込んでないということですので。

○委員長（吉谷一孝君） ほかに質疑はございますか。

4番、貳又聖規委員。

○委員（貳又聖規君） 4番、貳又です。私からは12ページの組織機構改革の関係であります。これは1点はこの中にも書かれているようなことなのですが、先に確認したいのは報道機関に4月に機構改革する。そして課を16でしたか、その具体的な数字で統合するというような報道がされた記憶がありますけれども、何か先走っている気がして、その辺の考えだけ確認させてください。

○委員長（吉谷一孝君） 高尾総務課長。

○総務課長（高尾利弘君） 先日先に報道された部分でございますけれども、12月には一旦進捗状況的な部分も含めて大課制を推進するということを課長会議等で説明はさせていただいて、今回の報道の内容は課数は出たのですが、方向性についての話をそういう予定ですということでは話をさせていただいて、先週の水曜日に課長会議で課名も出して今課長レベルで議論をしている段階です。こちらとしても4月を目指した機構改革ということで進めてございますので、その順次進めている中で記事ということでございます。

○委員長（吉谷一孝君） ほかに質疑はございますか。

8番、大淵紀夫委員。

○委員（大淵紀夫君） 8番、大淵です。当然私も今課長が言われたように、この数字で云々言っているわけではありません。全然違います。考え方を聞きたいのです。私が言いたいのは、例えば10年度で実質公債費率がどの水準を目指すかというのは、多分これから下がっていくと思うのです。全体的にはあと8年もたったらです。そういう変化はあるわけですから、何もそこにどうしても10年で9.1%になるとかという、そのようなことを聞いてはいないのです。ここでいえばこの今の状況といたら、大体どれぐらいの実質公債費率になりますか。それから、積立金は財政調整基金を含めてここにこの中ではなっています。これをこれだけとなっていますけど、実際に今の状況の中で課長の答弁の中では10億円を財政調整基金に積んだら、後はなるべくいろいろなところで出動して町民の要求を満たしたいと、こういう答弁をされているわけですから、そういう財源がこの計画書でいう財政運営を大体3%から5%の実質公債費率でいうとどれぐらいの金額になって、なお、それが守られるとか守られないとかではなくて、どのような方向でこれから動いていくのかという辺りが8年後でも分からないとなりません。我々も起債の問題も含めて病院でどれだけの借金をして、どれだけの自己資金を入れるかということになるわけです。そのときひょっとしたら10億円ではなくて財政調整基金を8億円にして2億円を入れて起債を減らさないということになるかもしれません。そういう財政の基本的な考え方でどういうところを目指しているのかということなんです。余力財源は1億円なら1億円と出ないのですか。そういうことなのかと聞いているのです。

○委員長（吉谷一孝君） 大黒財政課長。

○**財政課長（大黒克己君）** まず実質公債費率の関係でございますが、将来負担比率も同様なのですけど今回の収支見直しを含めて、実は内部でもこの目標の在り方というのはかなり議論させていただいたところでありまして、健全化計画にはしたくないという考えはありましたので、今後はさらに健全化比率、将来負担比率をどんどん落としてゼロに近づけるという考え方は実は持っていませんでした。その上で今病院を含めてかなり投資をしていかなければならないという中において、実際のところは健全化比率、将来負担比率は今後もこれまでのような減少傾向というのはなかなか難しいと考えております。逆に今大渕委員が言われた 10 年後はおそらくこの中で病院の建設に関わる起債の借入れ等も含めて、実質公債費率、将来負担比率ともに今よりも大きく上回るという考えを持っております。しかしながら、あくまでも財政計画の中でこのそのような状況であっても、この健全化といういわゆる財政をより柔軟に持つためには、そういう考え方というものをやはりなくすわけにはいかないのです。きちんとやはりどこかに達成はかなり可能性が低いかもしれないですけど、ある程度一定の目標額というものを、健全化を忘れないということでの位置づけが必要だということで、このような今回内容的には大まかでありますけど、目標値ということで掲げておりました。ですから決してこれを目指すということではなく、意識の問題としてこの計画に載せているということでございます。それと財政調整基金の関係ですけど、今大渕委員がおっしゃったとおり 10 億円は何とか確保したいということでもあります。逆に今言われた病院の話で 8 億円にして 2 億円をということもありだと思っております。今後の議論の中で議論を深めていく内容かと思っておりますけど、あくまでもその上水については今後、投資的な経費の一般財源分として使うべきだと考えておりますし、それが今後いくらその財源が出るのかというのは、大変申し訳ないですが、毎年の収入状況、支出状況、財政の状況から出るもので、今いくら出ますという確定的な数字はお示しできませんが、これまでの状況からすれば 1 億円、2 億円という部分が決算剰余金で出るのではないかと多少期待値を込めておりますので、その辺が今後新たな投資財源として今 10 億円ありますので、活用できるものになるのではないかと想定しているところではあります。

○**委員長（吉谷一孝君）** 8 番、大渕紀夫委員。

○**委員（大渕紀夫君）** 8 番、大渕です。今の課長の答弁は十分納得できるのです。そこで私が聞きたいことは、令和 10 年で 9.1%になるかならないかということを知っているのではなくて、考え方を聞いているわけです。目標を実現可能かどうかは別にしてそういう精神でいきます。しかし実質的にこういう状況です。どれくらいの数値になるかというシミュレーションは一定限度していると思うのです。これだけのことをしているわけですから。そうすると逆にいうと税収は 1 億円前後しか下がらないという計画になっているし、交付税も一定限度下がるとなっています。本当にそういう中で確かに病院はやるのですけど、8 年間毎年 10 億円でもいいかどうかという辺りの議論なのです。やはり私はそういう中で 4 年間の状況で見直すといったらそれはそうかもしれないのですけど、基本的な議論としてみれば例えば 4 年間、10 億円でいってあとの 4 年間は 8 億円でいきます。シミュレーションしているかどうかは分かりませんが、そうすれば実質公債比率はいくらかかもしれません。すぐにではないかもしれませんが下がっていくのです。そういうことが今の計画の中で可能なのかなのです。財政を見るときに私は確かに病院はやるのだけど、ここに一定限度の一般

財源なり何なり財政調整基金を注ぎ込みながら、起債を残りの4年間は10億円でいって残りの4年間は8億円くらいでいった場合、どうなってそのことが実際には健全化という実質的なものにつながっていくのかと私は思うのです。この計画を見ている範囲でいうと、ですから本当に将来皆様方の子供や孫に負担をかけないとしたら、そういう考え方の中で組立てをしていかないと財政計画のあと8年間で10億円でいった場合は大丈夫なのかと思わざるを得ないのですが、そこら辺はシミュレーションを含めて行ったことはありますか。

○委員長（吉谷一孝君） 大黒財政課長。

○財政課長（大黒克己君） 現実的に10億円がよいのか9億円がよいのか11億円がよいのかというところは、それぞれの額でのシミュレーションはしておりません。ただまずは病院建設も含めてこれは考え方ですけど、やはりかなりの額を投資しなければなりません。それは別物として考えて病院は別です。その財源も別です。それでこれまでどおり、ほかの公共施設は直していきますということになればこれは大変なことです。以前と同じような状況になって一気に借金が膨らんでということがありますので、今病院を選択したのであればほかのものは我慢するしかないという考えで10億円で定めています。あくまでも最終的に借りの額と公債費の額がイコールになれば、借金は減りもしないし増えないということで、何とか悪い方向にはいかないというぎりぎりの線であります。ですから、ある程度一定のこれから病院を建設した後の財政状況がどうなっていて、収入状況がどうなっていてさらに悪化していれば10億円を8億円あるいは6億円にしなければならぬという場面もあるかもしれませんし、逆に何らかの要因で収入が増えれば税収が増えれば逆に10億円をそのままずっと維持して、病院が終わった後に違う方向に投資できるかもしれないのです。この辺はかなり先の話でございますので、今からそこを見通すのは非常に難しいと考えておりますが、その辺は今後やはりどちらに転んでも柔軟に対応していかなければならないという考えを持っております。

○委員長（吉谷一孝君） 8番、大淵紀夫委員。

○委員（大淵紀夫君） 8番、大淵です。私はこの8年間というのは例えば10億円と決めたら80億、その範囲の中で病院が起債を借りるのは27億円なのか25億円なのか20億円なのか分かりません。そういうことを見通しとして提示して、少なくとも19日に特別委員会がありますから、そのときに一定限度の方向、もっと具体的な方向が出ると思います。そうなったときにももちろん皆さん方やってらっしゃると思うのですが、やはりきちんと病院の財政計画をつくるべきだと思います。つくったのかもしれませんが。この起債の中でどう織り込まれていて、それから財政調整基金の中でどう織り込まれているのかということが分からないと、本当にまちづくり、病院だけでできればまちづくりが完成したとはなりません。全体のまちづくりなのですから。だからそういうことが分からないと議論にならないのです。私が言っているのは基本は財政でここを遵守すると言っているのですから、そういう資料が間違っていたらどうして間違っているのかというのではなくて、9.1%が守れなかったらそれは初めから精神目標ですと言っても、それはそれで皆さんが納得すればよいのです。そういうことをどんどん開示していってやらないと、計画をつくっても結果的には職員がつくった計画にしかならないのです。本当に病院をつくって町民も何か貢献しようとはなりません。計画とい

うものはそういうベースがあってつくるものだと思っているのです。ただ単に人を減らせばよい、課を減らせばよいと、そういうレベルで議論しても駄目だと思うのです。そういうことを計画の中でベースで議論されて持ち上がってくる、そして、それを執行部も理事者も知っている。そうやって初めて、この計画が全体としてきちんと議会も含めて遵守される計画になると思うのです。計画とはそうあるべきだと思っているので、立ち入ったことまでお聞きしました。その辺りの考え方を伺います。

○委員長（吉谷一孝君） 大黒財政課長。

○財政課長（大黒克己君） 例えば病院の支出の年次計画であつたり、あるいは総額であつたりというものを想定した上で、その内容をこの計画に盛り込むかどうかは別にいたしまして、それも含めて10億円という根拠をつけて、あくまでも10億円でやるという考え方は、大淵委員がおっしゃっていることはそのとおりだと思っております。ただ、今後病院の特別委員会もございますけど、私どもがこれをつくった段階において、あるいは今後見直す中でその辺の数字が出るかどうかは定かではございません。ですから、その辺は今後もしかしたら来年度に入るかもしれませんし、そういう中において、今後病院建設のいわゆる毎年度の投資額がどうなるかという部分がある程度見定めた上で、その年々の必ずしも10億円にならないかもしれないです。もしかしたら20億円になるかもしれません。そこはやはり今後の議会の中でその辺は議論をさせていただきたいのです。あるいはこちらもご質問に対してご答弁いたしますし、そういう中で進捗状況を確認するということしか現在ではお答えできないと思っております。

○委員長（吉谷一孝君） ほかに質疑がございますか。

2番、広地紀彰委員。

○委員（広地紀彰君） 私が委員になってから第3次改革の集中プランからずっと見てきました。今回の財政健全化の目標の立て方という部分について、どうしてこういう上がり方をしてきたのかと思つてひもといてみるとなるほどと思つたのです。確かに集中プランではこういう書き方をしているのです。行財政計画にある形で目標値と実行していく部分を書いてあり、だからこのように推進計画が出てきたのかと理解ができました。今の同僚委員との質疑応答の中で財政健全化法に定められた財政健全化計画にはしたくない。その理由や扱い、中身については理解ができました。今の議論をお聞きして、歳入・歳出の将来設計、前提条件に基づいて明記されています。これを一つの目安にしていくという考えのようだと見ましたが、ここで見ると当然起債の発行額も書いていますし公債費も書いています。ここまで推計値がつくり込まれているのであれば技術的な問題として実質公債費比率の推移や起債残高の推移を出すことは可能ではないのかと見たのですが、それについてはいかがですか。

○委員長（吉谷一孝君） 大黒財政課長。

○財政課長（大黒克己君） 可能でございます。

○委員長（吉谷一孝君） 2番、広地紀彰委員。

○委員（広地紀彰君） その答弁で結構です。私たちはこれから特別委員会の中で特別委員会の意見としてどういう計画の立て方がいいのかということを議論させていただいて、町側に対して訴え

をさせていただく立場です。技術的に不可能であればそれはそれでできません。しかし実は私も財政指標をしっかりと盛り込むべきだという考え方を持っています。ですからそういった部分は今度は議員間で煮詰めてまいりたいと思います。よく理解できました。

○委員長（吉谷一孝君） ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉谷一孝君） 質疑なしと認めます。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時54分

---

再開 午前11時10分

○委員長（吉谷一孝君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

次に計画案に対する委員会意見の取りまとめを行います。取りまとめに対する意見がありましたらどうぞ。報告の修正意見、要点の明記など何かありましたらどうぞ。

○委員長（吉谷一孝君） 2番、広地紀彰委員。

○委員（広地紀彰君） 会派等意見出し調書の資料1の記載で各会派に所属されている各委員の意見を盛り込まれた部分も含めて、一つ私はこの丸をつけた部分を骨子にして正副委員長でまとめていただきたいと考えています。ただ一つだけ最後に意見を申し上げましたけれど、財政指標についてはやはり推移は示すべきではないかと考えています。それが一つの目安というか指針というか、物差しになるのか文言については町側が作成されると思いますけれど、やはり財政健全化法で定められた財政計画ではないにしても一つの指針は必要ではないかと考えるものです。

○委員長（吉谷一孝君） 広地委員からもありましたように、財政の指標についてそれについては取り扱うべきではないかという意見でございました。

ほかにご意見はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉谷一孝君） ご意見なしと認めます。

今、広地委員からご意見がありました丸の部分について、委員会意見としてまとめていくということであります。三角については除いてまとめるというご意見をいただきましたが、それでよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉谷一孝君） 意義なしと認めます。

それでは次回は本特別委員会の報告についてまとめを行う予定としております。

正副委員長の取りまとめた報告案をお示しし協議を行いたいと考えておりますが、そのように進めることとしてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉谷一孝君） 異議なしと認めます。

それではこれまでを踏まえて正副委員長案を作成いたします。それでは本日の特別委員会はここまでといたします。

次回の日程についてですが、2月19日金曜日10時としておりますがよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉谷一孝君） ご異議なしと認めます。

次回は2月19日金曜日10時を予定し、計画（案）に対する委員会報告について会議を開くことといたします。

---

### ◎閉会の宣告

○委員長（吉谷一孝君） これをもって本日の特別委員会は閉会いたします。

（午前11時13分）